

六〇

稟

日 月 送 受 號 番 報 議 合 標 號 省 生 厚

第 號 送 受 月 月 日 日	第 號 送 受 月 月 日 日
--------------------------------------	--------------------------------------

甲乙ノ種類

案起 昭和二年八月二十日

列 決  
月 日  
合 校

受局 付課  
月 第  
日 號

行 施  
九 月 五 日

一 送  
月 日

訓令案

審査委員

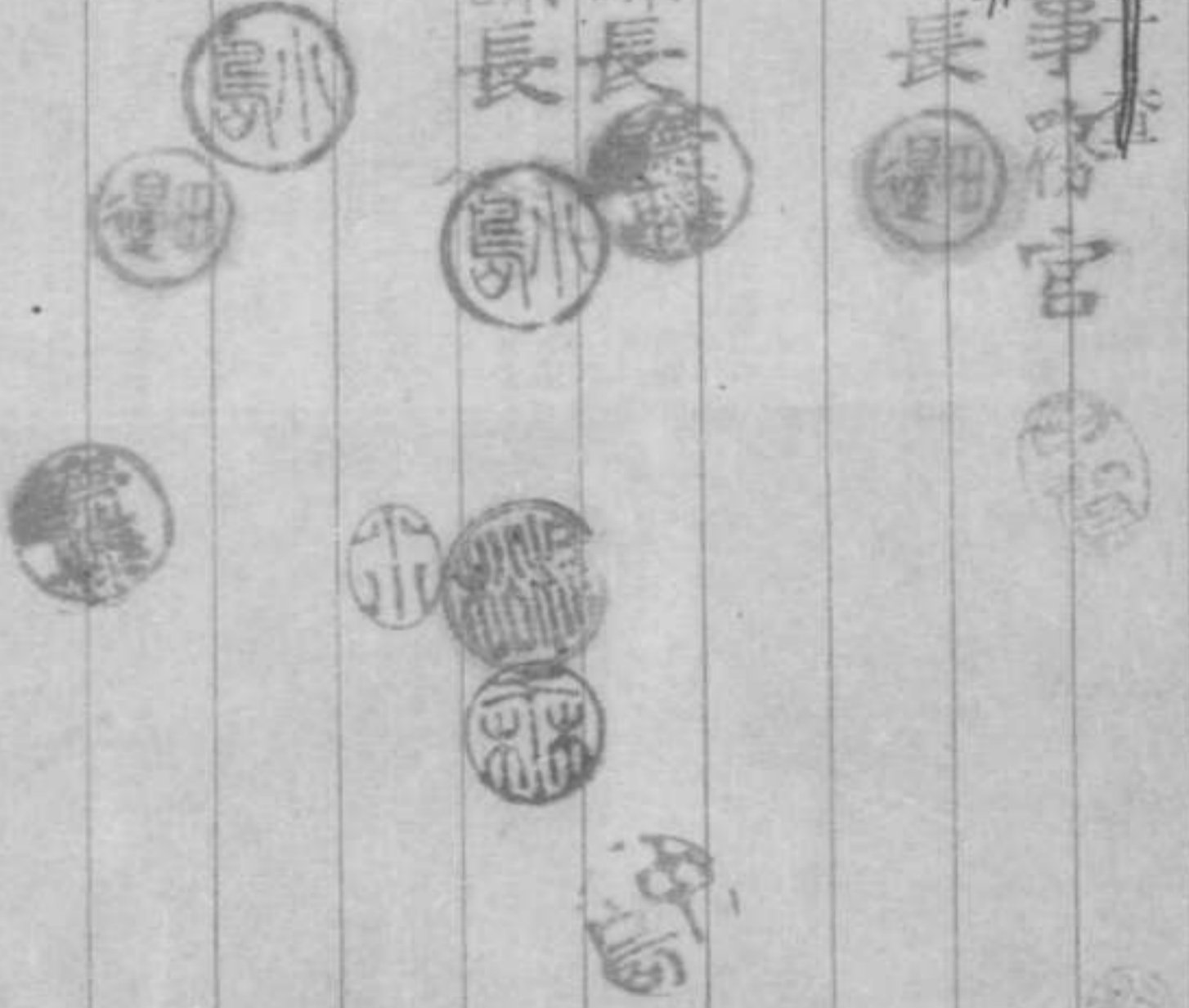
總務課長  
會計課長

次官

大臣

秘書長

事務官



九二〇

496

合 議 先 番 號

第	第
號	號
送	送
受	受
月	月
日	日

●公衆衛生院事務分掌規程改正 公衆衛生院事務分掌規程を次のように改正し、八月二十六日から施行した。

公衆衛生院事務分掌規程

第一條 公衆衛生院に庶務課、教務課及び左の十二部、二研究室並びに附屬図書館を置く。

衛生統計学部  
生理衛生学部  
榮養学部  
疫学部  
衛生微生物学部  
衛生工学部  
建築衛生学部  
衛生薬学部  
衛生獣医学部  
小児衛生学部  
労働衛生学部  
衛生行政学部  
衛生化学研究部  
心理学研究室

第二條 庶務課では、左の事務を行う。

一 人事に関する事項  
二 官印の管理に関する事項  
三 文書の授受、発送、編さん及び保存に関する事項  
四 会計に関する事項  
五 院内の取締に関する事項  
六 他の主管に属しない事項

第三條 教務課では、左の事務を行う。

一 教授に関する事項  
二 教材に関する事項  
三 講習生に関する事項  
四 講師に関する事項  
五 講義室及び標本室に関する事項  
六 寄宿舎に関する事項  
七 その他養成訓練の実施に関する事項

第四條 衛生統計学部では、左の事務を行う。

一 衛生統計に関する事項  
二 人類遺傳に関する事項  
三 衛生及び精神衛生に関する事項

第五條 生理衛生学部では、左の事務を行う。

一 人体機能の生理及び衛生に関する事項  
二 生体測定に関する事項  
三 生活環境の生理学的諸条件に関する事項

第六條 榮養学部では、左の事務を行う。

一 榮養生理に関する事項  
二 榮養病理に関する事項  
三 食生活に関する事項

第七條 疫学部では、左の事務を行う。

一 急性傳染病の疫学に関する事項  
二 慢性傳染病の疫学に関する事項  
三 寄生虫病、風土病及び多発性疾患の疫学に関する事項

第八條 衛生微生物学部では、左の事務を行う。

一 細菌免疫学に関する事項  
二 寄生昆虫学に関する事項  
三 衛生昆虫学に関する事項

第九條 衛生工学部では、左の事務を行う。

一 上下水道の衛生に関する事項  
二 汚物処分及び埋火葬等の衛生に関する事項  
三 建築衛生学部では、左の事務を行う。

一 住宅及び諸種建築の衛生に関する事項  
二 附帯衛生設備に関する事項  
三 都市計画並びに國土計画の衛生に関する事項

第十一條 衛生薬学部では、左の事務を行う。

一 衛生化学に関する事項  
二 薬品の鑑定に関する事項

第十二條 衛生獣医学部では、左の事務を行う。

一 乳肉衛生に関する事項  
二 人畜共通傳染病に関する事項

第十三條 小児衛生学部では、左の事務を行う。

一 乳幼児衛生に関する事項  
二 学童衛生に関する事項  
三 労働衛生学部では、左の事務を行う。

一 労働者の職場条件及び生活環境の衛生に関する事項  
二 作業能率及び休養に関する事項  
三 職業性疾患及び産業災害に関する事項

第十五條 衛生行政学部では、左の事務を行う。

一 公衆衛生行政学に関する事項  
二 社会福祉及び社会保障に関する事項

第十六條 衛生化学研究部では、保健衛生の生化学に関する事務を行う。

第十七條 心理学研究室では、左の事務を行う。

一 児童心理に関する事項  
二 産業心理に関する事項  
三 災害ひん難性素質に関する事項

第十八條 附屬図書館では、左の事務を行う。

一 圖書のしゅう集に関する事項  
二 圖書の保管に関する事項

22.98

めくれず

先議合		第
受	月	日
日	日	日
		第
		號
		送
		月
		日
		日

<p>第三 昭和二十一年法律第十一号 (弁護士及び弁士候補の資格の特例に関する法律)の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)</p> <p>第四 貿易組合法を廃止する法律案(内閣提出)</p> <p>第五 日本沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律案(内閣提出)</p> <p>◎任命及辞令</p> <p>衆議院主事 伊藤 信二          萩谷 哲夫          池田 三郎          山田 健児          村井 宗蔵</p>	<p>(各通)</p> <p>庶務部会計課勤務を命ずる 同 中野 文雄          庶務部会計課勤務を命ずる 同 安川 千秋          庶務部海外課勤務を命ずる 同 岩谷 宗次          調査部第一課勤務を命ずる 同 岩淵兵七郎          調査部第一課勤務を命ずる 同 鈴木 久次          (各通) 同 池田 俊次          同 田口 三男          警務課勤務を命ずる(以上八月三十日 衆議院)</p> <p>◎参議院          報告書提出 本月二十九日委員長から左の報告書を提出した。</p>	<p>一 教員に関する事項</p> <p>二 教材に関する事項</p> <p>三 講習生に関する事項</p> <p>四 講師に関する事項</p> <p>五 準備室及び標本室に関する事項</p> <p>六 寄宿舎に関する事項</p> <p>七 その他養成訓練の実施に関する事項</p> <p>第四條 衛生統計学部では、左の事務を行う。</p> <p>一 衛生統計に関する事項</p> <p>二 人類遺傳に関する事項</p> <p>三 衛生及び精神衛生に関する事項</p> <p>第五條 生理衛生学部では、左の事務を行う。</p>	<p>一 乳肉衛生に関する事項</p> <p>二 人畜共通傳染病に関する事項</p> <p>第十三條 小兒衛生学部では、左の事務を行う。</p> <p>一 母性衛生に関する事項</p> <p>二 乳幼児衛生に関する事項</p> <p>三 学童衛生に関する事項</p> <p>第十四條 労働衛生学部では、左の事務を行う。</p> <p>一 労働者の職場条件及び生活環境の衛生に関する事項</p> <p>二 作業能率及び休養に関する事項</p> <p>三 職業性疾患及び産業災害に関する事項</p> <p>第十五條 衛生行政学部では、左の事務を行う。</p> <p>一 公衆衛生行政学に関する事項</p> <p>二 社会福祉及び社会保障に関する事項</p> <p>三 衛生教育に関する事項</p> <p>第十六條 生化学研究室では、保健衛生の生化学に関する事務を行う。</p> <p>第十七條 心理学研究室では、左の事務を行う。</p> <p>一 児童心理に関する事項</p> <p>二 産業心理に関する事項</p> <p>三 災害ひん生性素質に関する事項</p> <p>第十八條 附屬図書館では、左の事務を行う。</p> <p>一 圖書のしゅう集に関する事項</p> <p>二 圖書の保管に関する事項</p> <p>三 圖書の閲覧に関する事項</p>
--	--	---	--

日 本 政 府

厚生省訓第四五二號

厚生部内一般

公衆衛生院事務分掌規程を、次のように修正する。

右訓令する。

昭和二十二年八月二十日

厚生大臣 一 松 定 吉

日本通報

Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

紙全面野紙  
官報登録  
年九月六日

めくれず

第一條

公衆衛生院事務分掌規程

公衆衛生院に庶務課、教務課及び左の十二部、二研究室並びに附

書館を置く。

衛生統計部

衛生生理部

衛生養部

疫生部

衛生微生物部

衛生工部

衛生築部

衛生獸醫部

衛生小兒部

衛生衛生行政部

衛生衛生部

衛生衛生部

衛生衛生部

衛生衛生部

第二條

庶務課では、左の事務を行う。

生理研究室

心理研究室

人事課

官印の管守に關する事項

文書の接受、發送、編纂及び保存に關する事項

會計に關する事項

院内の取締に關する事項

他の主管に屬しない事項

教務課では、左の事務を行う。

教程に關する事項

教材に關する事項

講習生に關する事項

講師に關する事項

準備室及び標本室に關する事項

第三條

教務課では、左の事務を行う。

教程に關する事項

教材に關する事項

講習生に關する事項

講師に關する事項

準備室及び標本室に關する事項

準備室及び標本室に關する事項

準備室及び標本室に關する事項

準備室及び標本室に關する事項

準備室及び標本室に關する事項

準備室及び標本室に關する事項

準備室及び標本室に關する事項

六 寄宿舎に關する事項  
 七 その他養成訓練の實施に關する事項  
 第四條 衛生統計學部では、左の事務を行う。  
 一 衛生統計に關する事項  
 二 人類遺傳に關する事項  
 三 優生及び精神衛生に關する事項

第五條 生理衛生學部では、左の事務を行う。  
 一 人体機能の生理及び衛生に關する事項  
 二 生体測定に關する事項  
 三 生活環境の生理學的諸條件に關する事項

第六條 栄養學部では、左の事務を行う。  
 一 栄養生理に關する事項  
 二 栄養病理に關する事項  
 三 食生活に關する事項

第七條 疫學部では、左の事務を行う。  
 一 急性傳染病の疫學に關する事項  
 二 慢性傳染病の疫學に關する事項  
 三 寄生蟲病、風土病及び多發性疾患の疫學に關する事項

第八條 細菌免疫學部では、左の事務を行う。  
 一 細菌免疫學に關する事項  
 二 寄生蟲學に關する事項  
 三 衛生昆蟲學に關する事項

第九條 衛生工學部では、左の事務を行う。  
 一 上下水道の衛生に關する事項  
 二 汚物、下水の衛生に關する事項

第十條 建築衛生學部では、左の事務を行う。  
 一 住宅及び諸種建築の衛生に關する事項  
 二 附帯衛生設備に關する事項  
 三 都市計畫並に國土計畫の衛生に關する事項

第十一條 衛生藥學部では、左の事務を行う。

- 一 衛生化学に關する事項
- 二 藥品の鑑定に關する事項
- 第十二條 衛生獸醫學部では、左の事務を行う。
  - 一 乳肉衛生に關する事項
  - 二 人畜共通傳染病に關する事項
- 第十三條 小兒衛生學部では、左の事務を行う。
  - 一 母性衛生に關する事項
  - 二 乳幼兒衛生に關する事項
  - 三 児童衛生に關する事項
- 第十四條 労働衛生學部では、左の事務を行う。
  - 一 労働者の職場條件及び生活環境の衛生に關する事項
  - 二 作業能率及び休養に關する事項
  - 三 職業性疾患及び産業災害に關する事項
- 第十五條 衛生行政學部では、左の事務を行う。
  - 一 公衆衛生行政に關する事項

- 二 社會福祉及び社會保障に關する事項
- 三 衛生教育に關する事項
- 四 保健婦事業に關する事項
- 第十六條 生化學研究室では、左の事務を行う。
  - 一 保健衛生の生化學に關する事項
- 第十七條 心理學研究室では、左の事務を行う。
  - 一 児童心理に關する事項
  - 二 産業心理に關する事項
  - 三 災害瀕死性素質に關する事項
- 第十八條 附屬圖書館では、左の事務を行う。
  - 一 圖書の蒐集に關する事項
  - 二 圖書の保管に關する事項
  - 三 圖書の閲覧に關する事項



府 政 本 目

理

由

公衆衛生技術者の養成訓練機關として一層活潑なる活動を促  
し併せて國民の保健衛生に關する調査研究を効率的ならしめ  
るの要あるに依る。

501

裏面白紙

府 政 本

日



公衆保健局長

公衛秘發第七九號

昭和二十二年八月八日

公衆衛生院長



局長書記



厚生大臣官房秘書課長 殿

公衆衛生院事務分掌規程公布に關する件

標記の件について、別紙の通り公布方御取計らい願います。

裏面白紙

502

現行

野紙 洋紙 全面野紙

公衆衛生院事務分章規程

第一条 公衆衛生院に、庶務課、教務課、審議室及び左の三部を置く。

体力科学部

生活科学部

予防医学部

第二条 庶務課では、左の事務を行ふ。

一 人事に関する事。

二 官印の管掌に関する事。

三 文書の接受、発送、編纂及び保存に関する事。

四 会計に関する事。

五 院内取締に関する事。

六 他を主管に属し令ふ事。

第三条の二 教務課では、公衆衛生技術者及び養成訓練に関する事務を行ふ。

厚生省

第三条 審議室では、院長の命を承け養成訓練並に総合調査研究の企画及び連絡調整に関する事を行ふ。

第四条 体力科学部では、左の事務を行ふ。

一 体力に関する事。

二 人類遺傳及び精神衛生に関する事。

三 女性、乳幼児及び学童の衛生に関する事。

四 心理学に関する事。

五 その他、保健衛生一般に関する事。

第五条 生活科学部では、左の事務を行ふ。

一 環境生理に関する事。

二 作業条件及び能率に関する事。

三 職業衛生に関する事。

四 建築衛生に関する事。

五 生化学に関する事。

野紙  
洋紙  
全面  
野紙

- 第六条 予防医学部では、左ノ事務を行ふ。
- 一 急性及び慢性傳染病に關すること。
  - 二 衛生獸医学に關すること。
  - 三 上下水道及び汚物処理に關すること。
  - 四 藥學に關すること。
  - 五 保健指導に關すること。

厚生省